

国際観光事業の目的は外国の旅行大衆にその国の風光・文物・制度等を宣伝・紹介して外客を自国に誘致し、外貨の獲得を通じて国際収支の改善を図るとともに、国際間の親善友好関係の増進に資するにある。国内観光事業の目的は国民各階層の健全な旅行を促進し、国民の教養・保健および厚生に資するとともに、地方の産業・経済・文化等の発達・向上に資するにある。

4 事業の客体

観光事業の客体すなわち内容としては (1) ホテル・旅館等の宿泊施設、鉄道・自動車・船舶・航空機・道路・海空港等の交通関係施設、ゴルフ場・スキー・スケート場等の運動施設をはじめ、温泉施設、公園・苑地(えんち)・環境衛生施設等観光関係諸施設の整備・改善 (2) 史跡・名勝・天然記念物をはじめとする自然および文化財の観光資源の開発・保護・保存 (3) 旅客の誘致宣伝 (4) 旅行のあつ旋・案内・その他広く旅客接遇の充実・改善 (5) 一般旅行大衆に対する正しい観光理念の普及およびホテル・旅館業・観光土産品業等観光関係の営業に携わる従業員の指導・育成。

5 事業運営の主体

観光事業運営の主体としては、各国ともおおむね中央および地方行政に観光行政機関が設置されているほか、観光協会、観光連盟等の名称をもった全国および地方的な観光機関が本事業の推進に当たっており、その中には公益法人的性格をもったものも少なくない。また交通機関、旅行あつ旋業者、ホテル業者、土産品業者等も本事業の運営に大きな役割を演じていることは周知のとおりである。なお本事業の国際的性格に鑑み、世界各国の観光機関および観光関係機関等を構成員として国際的な観光機関が結成され、外客の出入国手続の簡易化、観光宣伝資料の無税輸入、観光情報の相互交換、国際的観光統計の整備等々、国際間の旅行往来の促進を目途としたもろもろの活動が活発に行われている。またほぼ同様の目的と活動内容をもったアジアおよび太平洋沿岸諸邦の観光関係機関および業者等を構成員とする国際機関も結成され、その活動が次第に活発化しつつある。

6 観光事業の沿革

観光事業が1つの産業として、国家の手によって組織的にその振興が図られるようになったのは、第1次世界大戦が終わってからあとのことであり、前後4年の長きにわたった戦争による経済的打撃をこれによって回復しようという意図の下に、フランス、イタリアをはじめ欧州の諸観光国が競って本事業の振興助成措置を講じ、積極的な施設の整備と外客誘致宣伝の拡充を図ったことに端を発している。他方国民も長い間の戦乱による苦痛から解放され、休息と慰安とを求めて旅を欲する気運が急速に高まり、たちまち欧州の天地にかつてない観光景気をまき起したのである。

その後は国によって、また時代によって多少の消長はあったが、全般的にみれば日とともに近代産業としての地歩を固め、いまや多くの国々において重要産業の1つに数えられるに至っている。

わが国の観光事業は昭和の初めまでは民間の自主的な活動に委ねられ、したがってきわめて消極的で、いわば観光事業のようらん期を脱しなかったが、昭和5・4、当時の鉄道省の外局として国際観光局が設置されるにおよんでようやく軌道に乗り、国家的な事業として脚光をあびるようになった。とくに第2次世界大戦の終そく後は、国際収支改善の一翼を担い、その積極的な振興策が講じられみるべき成果を取っている。

参考文献 田誠著 国際観光事業論(昭和15年)。田中喜一著 観光事業論(昭和25年)。マリ奥特イ著 国際観光局訳 観光経済学講義(昭和9年)。オギルヴィエ著 国際観光局訳 ツーリスト移動編(昭和9年)。グリュックスマン著 国際観光局訳 観光事業概論(昭和15年)。ノーヴァル著 国際観光局訳 観光事業論(昭和16年)。ポールマン著 日本交通公社訳 観光学概論(昭和14年)。井上万寿蔵著 観光読本(昭和15年)。間島大治郎著 観光事業の知識(昭和24年)。(国井富士利)

かんこうじぎょうしんぎかい 観光事業審議会 観光事業に関する基本的計画を調査審議する機関である。その調査審議事項はこれを内閣総理大臣に建議しおよび関係各行政機関に勧告することができる。本審議会は最初昭和23・7時の芦田内閣により、政令第153号をもって臨時に内閣に設置されたが、24・5行政機構の根本的な改革を機として、総理府設置法にもとづき観光事業審議会令が制定され恒久的機関となった。

同審議会は民間の学識経験者のうちから5、内閣総理大臣が任命する20人以内の委員で組織されている。このほか必要に応じ同じく内閣総理大臣の任命により専門委員を置くことができ、また民間の学識経験者および関係各官庁の局長のうちから、内閣総理大臣が任命する20人以内の幹事が置かれている。その調査審議事項は (1) 観光施設の整備 (2) 観光客の誘致の促進および接遇の方法の改善 (3) 観光宣伝 (4) 前各号に掲げるもののほか観光事業に関する重要事項、以上の諸事項に関する基本的計画である。審議会設置以来昭和30・6までの7箇年の間に、28件について建議勧告を行ったが、そのうちの過半は観光施設に関するものであり、戦後における観光施設整備の重要性をはっきりと物語っている。とくに注目すべき建議事項としてはつぎのようなものがある。

- 1 観光事業の基本方針について(昭27・7・30 建議)。
- 2 揮発油税の道路整備目的税化について(昭26・6・30および27・12・10 建議)。
- 3 観光事業振興方策の樹立および実施について(昭29・5・27 建議)。(国井富士利)

かんこうしげん 観光資源 (英) tourist resources, tourist attractions

1 意義 観光は観光欲求を充足するための行動である。観光行動の動因はたとえば桜の花を観たいという傾向であり、その傾向の目標である桜の花は観光欲求の対象である。観光資源とは観光欲求の対象となり、観光行動の目標となり得るものの総体を意味する。

2 種類 観光資源は多種多様、広範多岐にわたっている。それが自然的なものか、文化的なものかによって自然観光資源と文化観光資源とに大別される。両者の差異は当然自然と文化の相違にもとづく。自然は文化以前のものであり、文化はわれわれの有意的な営みによって、自然を形成の素材として造り出されたものと理解される(アメリカなどのガイド・ブックには natural wonders および man-made wonders という明快な表現がある)。観光資源はまた静的な観賞の対象であるものと、動的な行動の対象もしくは行動の場となるものとに分けることができる。この分類は観光の「観る」領域と「行う」領域との二元性から導かれるものである。たとえば温泉はわずかな例外を除いて、ほとんど観賞の対象とはならないが保養・療養などを目的とした入浴・飲泉などの行動の場となる。月は観月などの行事によって観賞の対象となるが、現在何らの行動の対象となることはない。富士山は観賞の対象として「眺められる